

源の直接及び間接の貿易に適用されることも想起し、委員会により指定される個人及び団体又は彼らのために若しくは彼らの指揮の下に行動する者に対して、自国民及び自国領域内における者が寄付を行わないことを確保する義務を全ての加盟国が遵守することの重要性を更に想起する。

16 全ての加盟国に対して、金融活動作業部会(FATF)により改訂された資金洗浄並びにテロリズムへの資金供与及び拡散に関する四(四)の勧告、特にテロリズム及びテロリズムに關連する金融上の狙い撃ち制裁に関する勧告6に具現された包括的な国際基準を実施すること、またFATF方法の直接成果10の目標に沿って、テロリストが資金を調達し、動かし、使用することを実効的に防止するという最終目標とともに、勧告6に関するFATF解釈指針の要素を適用すること、また、特に、テロリズム及びテロ資金供与に關連する金融上の狙い撃ち制裁の実効的な実施に關連する最良の慣行、並びに、刑事手続の存在を条件としない金融上の狙い撃ち制裁を適用し実施するための適切な法的権限及び手続を有する必要性に留意すること、また「合理的な根拠又は合理的な基礎」の証明に關する証拠基準、更に全ての關連する情報源から可能な限り多くの情報を収集し、又は求める能力を適用することを強く求める。

委員会
37 委員会に対して、個人、集団、企業及び団体の、ISIL及びアルカイダ制裁リストへの記載、並びに削除、更に決議一四五二号(二〇〇二)に基づく免除付与のために、公正かつ透明な手続が存在することを確保し続けるよう、また、これらの目的のために指針を恒常的に見直し続けるよう指示する。

リスト掲載
43 全ての加盟国に対して、ISIL、アルカイダ、並びに關係する個人、集団、企業、及び団体の行為又は活動の資金供与又は支援に及ぶ方法、及びその参加する個人、集団、企業及び団体の名前を、ISIL(ターイシニ)及びアルカイダ制裁リストに記載するために委員会に提出するよう奨励する。

44 この決議の2に定める措置がその性質上予防的なものであつて、国内法で定められた刑罰基準に依存するものではないことを改めて表明する。

リスト削除要請の審査— オンスズパリン、加盟国

54 この決議の附属書IIが定める手続が示すように、決議一九〇四号(二〇〇九)によって創設されたオンスズパリン事務所からの二四箇月間延長することを決定し、オンスズパリンからのISIL(ターイシニ)及びアルカイダ制裁リストからの削除を求める個人、集団、企業又は団体からの要請を独立かつ公平な方法で受け付けること、並びに、いかなる政府からの指示を求めずとも受け付けることとなり、これを確認する。また、オンスズパリンは、オンスズパリン事務所を通じて、ISIL(ターイシニ)及びアルカイダ制裁リストからの削除要請を行う個人、集団、企業又は団体のリストからの削除に関して意見及び勧告を出すこと、掲載維持の勧告にせよ、委員会に提示するの削除を検討すべきとの勧告にせよを委員会に提示し続けることを確認する。

67 委員会に対して、関連の決議において設定され、この決議の2において定められる基準をもはや満たさないと主張される個人、集団、企業及び団体の、ISIL(ターイシニ)及びアルカイダ制裁リストからの削除を求め、加盟国の削除要請を審議するために、指針に従って作業を継続するよう指示し、加盟国に対して、削除要請を提出する理由を提示するよう強く求める。

免除、フオーカル・ポイント
75 前記2が定める資産凍結措置は、委員会が次のように決定するとを想起する。

(a) 基礎的経費に必要なもの食料、賃料若しくはロイヤル返流、医薬品及び医療、租税、保険料、及び公共料金の支払に關連して生じた経費の払戻しにもつらば必要なもの、又は凍結された資金その他の金融資産若しくは経済資源の日々の保有若しくは維持のための料金若しくはサービス料。ただし、そのような資金の利用を許可する意図が通知された後、かつ当該通知から平日三日以内に委員会が否定的な決定を行わない場合。

(b) 基礎的経費以外の臨時経費に必要なもの。ただし、そのような資金の凍結解除の許可が通知された後、かつ当該通知から平日五日以内に委員会が要請を承認する場合。

リスト掲載

76 決議一七三(二〇〇二)において創設されたフオーカル・ポイント・メカニズムは、次のことを行うことができることを要請が最初の居住国の審議のために提出されることを条件として、決議四四五二号(二〇〇二)に規定されたように、この決議の2(a)が定める措置の免除に關して、制裁リストに掲載された個人、集団、企業、及び団体からの要請を受理すること。また、フオーカル・ポイントに決定のために委員会にその要請を送付することを更に再確認し、委員会に対して、居住国その他関連諸国と協議することを含め、その要請を審議するよう指示し、また、フオーカル・ポイントを通じて、当該個人、集団、企業又は団体に委員会の決定を通じよう更に指示する。

(b) この決議の2(b)が定める措置の免除に關して、制裁リストに掲載された個人から要請を受理し、入国又は通過が正当化されるかどうかを事実上と決定するために、その要請を委員会に送付すること。及び、委員会に対して、通過国、目的地国、その他の関連諸国と協議して、その要請を審議するよう指示すること。更に、委員会は通過国及び目的地国の合意による場合(二)のみ、この決議2(b)の措置免除を受け入れることを再確認し、また委員会に対して、フオーカル・ポイントを通じて、委員会の決定を当該個人に通知するよう更に指示する。

フオーカル・ポイント
77 フオーカル・ポイントは、次の者から通報を受け、その通報を審議するために委員会に送付することができることを再確認する。

(a) ISIL(ターイシニ)及びアルカイダ制裁リストから削除された個人。

(b) ISILと誤って同一視された又は混同された結果として、前記2が定める措置を受けている個人。

78 委員会に対して、監視チームの援助を得て、及び関連諸国と協議して、そのような通報を慎重に審議し、適切な場合には、六〇日以内、(77)の通報に対して、フオーカル・ポイントを通じて対応するよう指示する。更に、委員会に対して、適切な場合には、国際刑事警察機構と協議して、ISIL(ターイシニ

リスト掲載



ユ)及びアルカイダ制裁リストに記載された個人と誤って同一視された若しくは混同された可能性がある事案又はそのように確認された事案に取り組むために、適切な場合には、加盟国と連絡を取るよう指示する。

I S I L(ターイシユ)及びアルカイダ制裁リストの見直し及び管理

調整及びアウトリーチ

83 委員会に対して、他の関連する安全保障理事会の制裁委員会、特に決議七五〇号(一九九二)及び決議一九〇七号(二〇〇九)、決議一九八号(二〇一一)、決議一九七〇号(二〇一一)及び決議二一四〇号(二〇一四)に従って創設された制裁委員会と協力し続けるよう指示する。

84 委員会と、国際連合のテロ対策機関(テロ対策委員会(C T C)及び決議一五四〇号(二〇〇四)に従って創設された委員会、更にそれぞれの専門家集団を含む)との間の継続的な協力を強化する必要性を改めて表明する。この協力は、適当な場合には、情報共有を強化することを通じて、各権限内での諸国の訪問、技術援助の促進及び監視、国際的及び地域的組織及び機関との関係、これらの機関に関連するその他の問題に関する調整を含む。

監視チーム

I S I L報告

見直し

附属書 I

附属書 II (略)

